

遠軽町立学校における働き方改革推進計画
(第2期)

令和4年3月

遠軽町教育委員会

1 はじめに

現在、学校には、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいを持って勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築していくことが必要とされています。

しかし、平成 28 年度に北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、

- ・ 1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で 2 割、中学校で 4 割を超えている。また、教頭に至っては、小・中学校とも 7 割となっている。
- ・ 教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・ 教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。

等の課題が明らかになっており、こうした状況は、遠軽町においても同様の傾向があるものと認識しています。

これらを踏まえ、遠軽町教育委員会（以下「町教委」という。）では、平成 30 年 3 月に道教委が作成した「学校における働き方改革『北海道アクションプラン』」に基づき、町内の全ての学校において、家庭・地域・行政と連携し、教員が本来担うべき業務に専念できる業務改善の方向性を示した「遠軽町立学校における働き方改革推進計画」を作成することとし、令和 2 年度までを取組期間として、推進計画に掲げる取組を行ってきました。

現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って学校教育活動に取り組んでいます。こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要があります。

2 これまでの取組の成果と課題

町教委では、平成 31 年 3 月に、令和 2 年度までを取組期間とする「遠軽町立学校における働き方改革推進計画」（以下「現推進計画」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。その主な取組の成果と課題は次のとおりです。

(1) 現推進計画に基づく取組の実施

現推進計画では、学校閉庁日や部活動休養日の設定、1 か月単位の変形労働時間制の活用等を指標に掲げ、その実施率が 100%となるよう各学校の取組を促してきました。その結果、当初の目標をほぼ達成し、これらの一定の定着が

図られています。

【現推進計画に掲げた指標の推進状況】

指 標	H30	R 2	増減
部活動休養日を完全実施している部活動の割合	100.0%	100.0%	±0%
1か月の変形労働時間制を活用している学校の割合	100.0%	100.0%	±0%
定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	80.0%	100.0%	+20%
学校閉庁日を実施（年9日以上）している学校の割合	100.0%	100.0%	±0%

(2) 校務支援システムの導入

町教委では、令和2年度に望の岡分校を除く全学校に、学校の情報化の一環として、また、教職員の業務負担を軽減することで児童・生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、校務支援システムを導入しました。

また、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である町教委に求められる責務として、勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえ、校務支援システムの出勤簿機能等を活用し、客観的な勤務時間の把握・計測を実施しています。

(3) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入

保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校を応援・支援する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全学校に導入し、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進しています。

(4) 取組の総括

町教委では、これまで、上記の取組のほか、調査業務の廃止・簡素化、学校行事の精選、スクール・サポート・スタッフなどの配置等に取り組んできました。現推進計画に掲げた指標の推進状況等から一定の成果が得られていることは、これらの施策の効果と、何よりも各学校における取組の成果によるものと考えています。

学校における働き方改革は「特効薬のない総力戦」と言われており、町教委の現推進計画も未だ道半ばの状況にありますが、その一方で、働き方改革の理念を正しく理解し、全ての学校において勤務時間を意識した働き方を実践できれば、目標の実現に大きく近づくことができると考えられます。

このため、喫緊の課題である「学校における働き方改革」の実現に向けて、令和3年度以降においても、これらの取組を継承しつつ更なる改善・充実を図り、道教委と町教委、各学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

3 推進計画（第2期）の概要

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。

この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たな推進計画（以下「推進計画（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとします。

(1) 推進計画（第2期）の性格

「推進計画（第2期）」は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び遠軽町学校管理規則（平成17年教育委員会規則第9号。以下「学校管理規則」という。）第54条の2第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

(2) 目標、重視する視点、実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、学校管理規則第54条の2に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。

【重視する視点】

個の“気付き”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【実施する取組】

- 1 在校等時間の客観的な計測・記録
- 2 メンタルヘルス対策の推進等
- 3 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- 4 ICTを積極的に活用した業務等の推進
- 5 部活動休養日等の完全実施
- 6 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

【取組期間】

策定時から令和5年度までの3年間とし、道教委、町教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
 - エ 休憩時間

③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。)) 以外の日における正規の勤務時間をいう。

④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 町教委及び学校の役割

ア 町教委の役割

学校における働き方改革を進めるための計画等を定めるとともに、地域の実情に応じた取組を主体的に実施し、実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等を行います。

特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

イ 学校の役割

校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進するとともに、「推進計画（第2期）」に掲げる具体的な取組を実践し、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

(4) 取組の検証・改善

町教委は、校長会や教頭会等との議論等を通して取組を検証し、取組状況の実態把握に努め、検証結果並びに国及び道教委の動向等を踏まえ、取組の追加

や廃止等を検討し、必要に応じて「推進計画（第2期）」の見直しを行います。

(5) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要があります。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校経営を行うよう努めます。

また、町教委においても、各学校や遠軽町 PTA 連合会と連携を図りながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図ります。

(6) 学校や教員が担う業務の明確化

町教委は、各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、国の中央教育審議会答申で示された考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や道教委、関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努めます。

4 推進計画（第2期）の具体的な取組

町教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、各学校は、自校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて以下の取組を行います。

取組1：本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引き「Road」の積極的な活用

- ・ 道教委が作成した、働き方改革手引「Road」を、各学校において積極的に活用するよう促します。

(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進

- ・ 各学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、デジタル教材等を活用した授業の実施など、指導の充実を図る取組を推進します。

- ・ 町教委は、教職員の ICT 活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICT に精通した人材を派遣するなど、学校体制の整備に努めます。
- ・ 各学校においては、道教委ホームページに掲載の教材や資料等の活用を図ります。

共 通	I C T活用授業モデル、各種資料（教員研修、クラウドサービス、活用事例、情報モラル等）、I C T活用ミニハンドブック
小学校	I C Tを活用した各教科等の学習指導案や教材、特に小学校プログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例
中学校	I C Tを活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、積極的な広報及び情報提供を行います。
- ・ 町教委は、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を活用し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域の実情に応じ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。

(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の活用促進

- ・ 道教委から派遣・支援のスクール・サポート・スタッフ等の活用や、特別支援教育支援員、教育専門員を配置し活用します。

(5) 校務支援システムの活用促進

- ・ 令和2年度に導入した校務支援システムを活用し、業務負担の軽減を図ります。

取組2：部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 町教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への

影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進めます。

- ・ 部活動の活動時間は、平日 2 時間、休日 3 時間が原則であって、大会 1 か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図ります。

① 部活動休養日等の実施

- ・ 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こととします。

また、学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日（毎月第 3 日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めます。

② 部活動の活動時間

- ・ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は 3 時間程度で終了します。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「遠軽町立学校に係る部活動の方針」による。

(2) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 各学校においては、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を行います。

(3) 部活動指導員の配置等

- ・ 町教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、道教委による部活動指導員配置事業の活用を検討します。

(4) 大会やコンクール等への参加

- ・ 各学校においては、出場する大会やコンクール等の精選に努めます。

(5) 学校規模等に応じた部活動数の適正化

- ・ 各学校では、学校規模に応じて部活動数を適正に設置するとともに、必要に応じて複数の学校による合同部活動を検討します。

(6) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

- ・ 町教委は、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指し、その実現に向けた実践研究に取り組むとともに、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、地域との連携に取り組み、成果の普及に努めます。

取組 3：勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録

- ・ 町教委は、各学校において令和2年度に導入した校務支援システムの出勤簿機能等を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録します。

また、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。

- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めます。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進めます。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・ 各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
- ・ 各学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭

生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動するとともに、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事と両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとしします。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとしします。
- ・ 各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努めます。
- ・ 各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 各学校では、職員が休養をとりやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。
- ・ 夏季休業期間中は、8月15日前後の3日間以内、冬季休業期間中は、年末年始の休日の前後において2日間以内に設定することを基本とし、年間9日間以上の閉庁日を設定することとしします。
- ・ 年末年始の休日は、全町統一の学校閉庁日としします。

【学校閉庁日の服務上の取扱等】

- ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等を活用します。
- ・ 休暇取得を強制しません。
- ・ 出勤も可としますが、この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行い、管理職員の出勤を求めません。
- ・ 部活動休養日としします。

(5) 働き方改革に関する研修

- ・ 町教委は、学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であると考えことから、校長をはじめとする管理職員のマネジメント能力の向上を目的とした道教委が実施する研修への参加や、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促します。

(6) 加配教諭等の配置の推進

- ・ 学校がいじめや不登校等の教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮することのできる組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置や加配事業を活用するなどの取組を推進します。

取組 4：教育委員会による学校支援体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等

- ・ 町教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施し、活用を図ります。

(2) 調査業務等の見直し

- ・ 町教委は、各種届出や調査報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化に努めます。

(3) 変形労働時間制等の活用

- ・ 現在導入されている変形労働時間制は、修学旅行引率・文化祭・保護者等対象説明会等です。

平成 22 年度以降、対象業務が拡大されてきたほか、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における 3 時間 45 分の勤務時間の割振り変更など、教職員の勤務時間に係る制度変更がなされてきました。

今後も、国や道教委の動向を注視しながら、町教委も同様の制度を導入し、施行していきます。

(4) 適正な勤務時間の設定等

- ・ 町教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう促します。

- ・ また、学校がやむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう促します。
- ・ 町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保します。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・ 町教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行います。

(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 町教委は、児童虐待や生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合に、関係機関と連携・協力のうえ相談体制を整備します。

(7) 若手教員への支援

- ・ 各学校は、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

(8) 教頭への支援

- ・ 町教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進めます。

- ① 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
- ② 主幹教諭等の配置など、学校組織体制の整備を検討する。
- ③ 事務職員等との役割分担を図る。
- ④ 教頭に求められる資質能力を明確化した研修参加を促す。

(9) 学校行事の精選・見直し

- ・ 町教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促します。

- ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。
- ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

(10) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 町教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。

(11) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

- ・ 町教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を検討します。
- ・ 町教委は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタルに向けた取組を検討します。

5 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- (2) 町教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求める

のみであってはならないこと。

(3) 教育職員や在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動にあつて真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあつてはならないこと。

(4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

町教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。